43	山口　一	近習	500	2,500
44	中田　良二	近習	500	2,500
45	内田ポッポ	近習	500	2,500
46	山崎　文也	従者	500	2,500
47	佐藤　文紀	従者	500	2,500
48	島田　法子	城下の人々	500	2,500
49	小柳　全弘	近習	1,000	5,000
50	横川美智雄	近習	500	2,500
51	佐藤　謙次	近習	500	2,500
52	前川　直生	近習	500	2,500
53	大前田　武	武士	1,000	5,000
54	大阪　憲	武士	1,000	5,000
55	谷口　芳明	武士	500	2,500
56	加藤　新二	明使	500	2,500
57	土方　弘	門番	500	2,500
		合計	54,000	270,000

○文化庁告示第三十七号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一〇三条において準用する第六十七条第一項に基づき、著作隣接権者不明の実演の利用について平成二十五年三月二十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年六月十七日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　実演が行われた作品名、実演家名及び補償金の額　大河ドラマ「山河燃ゆ」　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都渋谷区神南二丁目二番地一号　日本放送協会（会長　松本正之）

三　利用方法　日本放送協会が行うＮＨＫオンデマンドサービスにおいて、ストリーミング配信のため、サーバーに蓄積し送信可能化な状態にする。配信期間は平成二十四年十二月一日から平成二十九年十一月三十日までの五年間とする。

四　補償金の総額　三五五、〇〇〇円

（別表）

裁定により利用を認める実演とその利用方法及び補償金の額

裁定を申請する実演：大河ドラマ「山河燃ゆ」

利用方法：ＮＨＫオンデマンドサービスにおける送信可能化

（単位：円）

No.	実演家名	役名	補償金額	
			１年間当たり	５年間
1	浅丘あゆ美	中国服の女	500	2,500
2	秋田久美子	役名なし	500	2,500
3	池田　功	バーテン	500	2,500
4	石川　裕介	刑事	500	2,500
5	伊丹　秀敏	曲師	3,000	15,000
6	一橋　大介	役名なし	500	2,500
7	井上　正彦	役名なし	2,000	10,000
8	伊吹　勝	役名なし	500	2,500
9	今井　孝治	役名なし	500	2,500
10	入江　英義	役名なし	3,000	15,000
11	入江　正夫	嶋田海相	500	2,500
12	上　広海	役名なし	1,000	5,000
13	内田　茂之	乗客	500	2,500
14	梅原　得由	役名なし	500	2,500
15	大石　信行	刑事	500	2,500
16	大川　直子	ジェニー三島	1,500	7,500
17	大塚登美子	役名なし	500	2,500
18	大塚　博	記者	500	2,500
19	大前　均	田島	500	2,500
20	岡重　淳子	芸者	500	2,500
21	岡田　暎一	嶋田繁太郎	6,000	30,000
22	貝塚　聖子	少女	500	2,500
23	加藤　淳子	役名なし	500	2,500
24	加藤　千秋	事務員	500	2,500
25	兼松　隆	役名なし	500	2,500
26	川岸　玄月	衛生兵	500	2,500
27	川本　明美	キャサリン岡田	2,500	12,500